

# (1) 主な関係機関

(平成31年4月1日現在の情報で掲載しています)

事業所名	所在地	電話番号
佐世保市保健福祉部障がい福祉課	〒857-0042 佐世保市高砂町5-1 すこやかプラザ	(0956) 24-1111
長崎県福祉保健部障害福祉課	〒850-8570 長崎市尾上町3-1	(095) 895-2451
長崎子ども・女性・障害者支援センター	〒852-8114 長崎市橋口町10-22	(095) 844-5132
佐世保子ども・女性・障害者支援センター	〒857-0034 佐世保市万徳町10-3	(0956) 24-5272
佐世保市社会福祉協議会	〒857-0028 佐世保市八幡町6-1	(0956) 23-3174
佐世保市社会福祉協議会ボランティアセンター	〒857-0864 佐世保市戸尾町5-1 させぼ市民活動交流プラザ内	(0956) 23-3905
長崎県社会福祉協議会	〒852-8555 長崎市茂里町3-24 長崎県総合福祉センター2F	(095) 846-8600
佐世保税務署	〒857-0041 佐世保市木場田町2-19 佐世保合同庁舎	(0956) 22-2161
県北振興局税務部	〒857-0041 佐世保市木場田町3-25	(0956) 24-7056
佐世保年金事務所	〒857-0851 佐世保市稲荷町2-37	(0956) 34-1189
佐世保公共職業安定所	〒857-0851 佐世保市稲荷町2-30	(0956) 34-8609
長崎障害者職業センター	〒852-8104 長崎市茂里町3-26	(095) 844-3431
長崎県視覚障害者情報センター佐世保	〒857-0043 佐世保市天満町1-27	(0956) 25-3336

福祉事務所名	所在地	電話番号
佐世保市福祉事務所	〒857-0042 佐世保市高砂町5-1 すこやかプラザ	(0956) 24-1111
長崎市福祉事務所	〒850-8685 長崎市桜町6-3	(095) 825-5151
島原市福祉事務所	〒855-8555 島原市上の町537	(0957) 63-1111
諫早市福祉事務所	〒854-8601 諫早市東小路町7-1	(0957) 22-1500
大村市福祉事務所	〒856-8686 大村市玖島1-25	(0957) 53-4111
平戸市福祉事務所	〒859-5192 平戸市岩の上町1508-3	(0950) 22-4111
松浦市福祉事務所	〒859-4598 松浦市志佐町里免365	(0956) 72-1111
対馬市保健福祉事務所	〒817-1201 対馬市豊玉町仁位380	(0920) 58-2294
壱岐市福祉事務所	〒811-5192 壱岐市郷ノ浦町本村触562	(0920) 48-1111
五島市福祉事務所	〒853-8501 五島市福江町1-1	(0959) 72-6117
西海市福祉事務所	〒857-2302 西海市大瀬戸町瀬戸壠浦郷2278-1	(0959) 37-0069
雲仙市福祉事務所	〒854-0492 雲仙市千々石町戊582番地	(0957) 36-2500
西彼福祉事務所	〒852-8104 長崎市茂里町3-24	(095) 846-8955
南島原市福祉事務所	〒859-2202 南島原市有家町山川58	(0957) 73-6651
上五島福祉事務所	〒857-4511 南松浦郡新上五島町浦桑郷348-1	(0959) 54-2131
東彼・北松福祉事務所	〒857-0043 佐世保市天満町1-27 県北振興局天満庁舎5F	(0956) 22-3211

保健所名	所在地	電話番号
佐世保市保健所	〒857-0042 佐世保市高砂町5-1 すこやかプラザ	(0956) 24-1111
長崎市保健所	〒850-0031 長崎市桜町6-3	(095) 829-1153
西彼保健所	〒852-8061 長崎市滑石1丁目9-5	(095) 856-0691
県央保健所	〒854-0081 諫早市栄田町26-49	(0957) 26-3304
県南保健所	〒855-0043 島原市新田町347-9	(0957) 62-3287
県北保健所	〒859-4807 平戸市田平町里免1126-1	(0950) 57-3933
五島保健所	〒853-0007 五島市福江町7-2	(0959) 72-3125
上五島保健所	〒857-4211 南松浦郡新上五島町有川郷2254-17	(0959) 42-1121
壱岐保健所	〒811-5133 壱岐市郷ノ浦町本村触620	(0920) 47-0260
対馬保健所	〒817-0011 対馬市厳原町宮谷224	(0920) 52-0166

## (2) 障がい者・難病患者関係団体等

(平成31年4月現在)

団体名	電話番号
佐世保市身体障害者団体連合会	24-6992 月～金10:00～15:00
佐世保市肢体障害者協会	24-6992 月～金10:00～15:00
佐世保市視覚障害者協会	24-9407 日・月・水・木9:00～16:00
一般社団法人長崎県ろうあ協会佐世保支部	FAX 22-9310 月・木10:00～15:00
社会福祉法人佐世保市手をつなぐ育成会	24-5199 月・水・木・金9:00～15:00
佐世保市内部障害者協議会	090-1347-4771 月～土10:00～15:00
ゆみはり会(佐世保地区精神障がい者家族会)	090-2509-1381
佐世保市肢体障害者協会吉井支部	64-2758
佐世保市肢体障害者協会世知原支部	78-2123 月～金10:00～17:00
佐世保市肢体障害者協会江迎支部	66-8056
全国パーキンソン病友の会長崎県支部	33-8576
長崎県精神障害者団体連合会	(095)808-5830(火・金)
全国膠原病友の会長崎県支部	(095)846-8620
長崎県脊柱靱帯骨化症友の会	090-2565-2100
脊髄小脳変性症患者家族の会 アジサイ会	(0956)34-0809
長崎県難病連絡協議会 県北支部	090-5296-7235(月～金)

## (3) 障がい者相談員名簿

(令和元年6月現在)

区分	氏名	電話番号	担当地区	
身体障がい者	肢体	村山 隆之	47-6980	全市
		崎田 春代	38-2712	中部
		尾崎 チエノ	59-2924	南部
		山口 鉄磨	64-2114	北部
		上田 崇仁	090-8838-1536	江迎町
		前田 敏子	090-8834-6079	北部
		小野 順子	80-4007	中部
		内海 律子	76-2754	北部
		松永 大一郎	090-7399-2084	北部
	視覚	高浪 勝己	33-0032	南部
		七條 定義	40-8599	全市
		佐藤 順子	25-8171	北部
		三村 英敏	42-9390	中部
		後藤 郁子	33-4638	南部
	聴覚	武富 涼子	FAX 22-4414	中部
		増田 辰治	FAX 32-3714	中部
		加福 純一	FAX 22-9310	南部
	内部	久保 寿光	090-1347-4771	全市
横井 好孝		66-2026	江迎町	
知的障がい者	神吉 清久	49-5176	全市	
	副島 洋子	49-5714	中部	
	岡田 昭子	32-3355	南部	
	平本 恵子	46-0541	北部	

## (4) 相談支援事業所

法人名・事業所名	住所	電話番号	開所時間
社会福祉法人 蓮華園 「野の花」	佐世保市柚木町1279-1	46-0123	月～土 8時40分～17時20分 休日/日・祝日・12月29日～1月3日
NPO法人 チーム・フォー・バイ・フォー 「ふれんず」	佐世保市常盤町8-8 富士ビル4階	23-5389	毎日 10時00分～18時30分 休日/毎月第4火曜日
社会福祉法人 宮共生会 「のぞみ」	佐世保市権常寺町1108-6	76-8380	毎日 9時～18時
社会福祉法人 佐世保市手をつなぐ育成会 「えくぼ」	佐世保市八幡町3-2	22-0488	月～金 8時30分～17時15分 休日/土・日・祝日・8月13日～8月15日 ・12月29日～1月3日

# (5) 身体障がい者程度等級表

(別表第5号：身体障害者施行規則 第5条関係) を一部修正

級別	視覚障害		聴覚又は平衡機能の障害		音声機能 言語機能 又は そしやく 機能の障害	心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害						
	視力障害	視野障害	聴覚障害	平衡機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこうまたは直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
1級	良い方の眼の視力が0.01以下のもの	—				心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
2級	1 良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2 良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの	3 周辺視野角度（1/4視標による）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（1/2視標による）が28度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう）								ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
3級	1 良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの（2級の2を除く） 2 良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの	3 周辺視野角度（1/4視標による）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（1/2視標による）が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大言語を理解し得ないもの）	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしやく機能の喪失	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）
4級	1 良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの（3級の2を除く）	2 周辺視野角度（1/4視標による）の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3 両眼開放視認点数が70点以下のもの	1 両耳の聴力レベルがそれぞれ80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話言語を理解し得ないもの） 2 両耳による普通話の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの		音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5級	1 良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度（1/2視標による）が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5 両眼開放視認点数が40点以下のもの		平衡機能の著しい障害								
6級	良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	—	1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの（40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの） 2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの									
7級												
備考	1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級上の級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。 2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。 3 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。											

※7級の障害は、一つのみでは手帳の交付対象となりません。

※太線の上位等級は、1種

級別	肢 体 不 自 由				
	上 肢	下 肢	体 幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	
				上肢機能	移動機能
1級	1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの
2級	1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの  2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの
	3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの				
3級	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの  3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1 両下肢をショパール関節以上で欠くもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの
		2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの			
4級	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの		不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5級	1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの
6級	1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害		不随意運動・失調等による上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの
7級	1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの		上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの
備考	5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。 6 上肢または下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。				

## (6) 精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準

精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定は、①精神疾患の存在の確認、②精神疾患（機能障害）の状態の確認、③能力障害（活動制限）の状態の確認、④精神障害の程度の総合判定という順を追って行われる。精神障害の判定基準は、「精神疾患（機能障害）の状態」及び「能力障害（活動制限）の状態」により構成しており、その適用に当たっては、総合判定により等級を判定することになる。障害の状態の判定に当たっての障害等級の判定基準を下表に示します。

(平成31年4月1日現在)

障害等級	障害の状態	
	精神疾患（機能障害）の状態	能力障害の状態
1級  (精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの)	1 統合失調症によるものにあつては、高度の残遺状態または高度の症状があるため、高度の人格変化、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの。 2 気分(感情)障害によるものにあつては、高度の気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの。 3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態または病状が前記1、2に準ずるもの。 4 てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障害その他の精神神経症状が高度であるもの。 5 中毒精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状が高度のもの。 6 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、そのうちひとつ以上が高度のもの。 7 発達障害によるものにあつては、その主症状とその他の精神神経症状が高度のもの 8 その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～7に準ずるもの。	1 調和のとれた適切な食事摂取ができない。 2 洗面、入浴、更衣、清掃などの身の清潔保持ができない。 3 金銭管理能力がなく、計画的で適切な買物ができない。 4 通院・服薬を必要とするが、規則的に行うことができない。 5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達ができない。協調的な対人関係を作れない。 6 身の安全を保持したり、危機的状况に適切に対応できない。 7 社会的手続をしたり、一般の公共施設を利用することができない。 8 社会情勢や興味・娯楽に関心がなく、文化的社会的活動に参加できない。  (上記1～8のうちいくつかに該当するもの)
2級  (精神障害であって、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの)	1 統合失調症によるものにあつては、残遺状態または病状があるため、人格変化、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの。 2 気分(感情)障害によるものにあつては、気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの。 3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態または病状が前記1、2に準ずるもの。 4 てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障害その他の精神神経症状があるもの。 5 中毒精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状があるもの。	1 調和のとれた適切な食事摂取は援助なしにはできない。 2 洗面、入浴、更衣、清掃などの身の清潔保持は援助なしにはできない。 3 金銭管理や計画的で適切な買物は援助なしにはできない。 4 通院・服薬を必要とし、規則的に行うことは援助なしにはできない。 5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりは援助なしにはできない。 6 身の安全保持や危機的状况での適切な対応は援助なしにはできない。

障害等級	障害の状態	
	精神疾患（機能障害）の状態	能力障害の状態
2級	<p>6 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、そのうちひとつ以上が中等度のもの。</p> <p>7 発達障害によるものにあつては、その主症状が高度であり、その他の精神神経症状があるもの。</p> <p>8 その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～7に準ずるもの。</p>	<p>7 社会的な手続や、一般の公共施設の利用は援助なしにはできない。</p> <p>8 社会情勢や趣味・娯楽に関心が薄く、文化的社会的活動への参加は援助なしにはできない。</p> <p>（上記1～8のうちいくつか該当するもの）</p>
3級 （精神障害であつて、日常生活もしくは社会生活が制限を受けるか、または日常生活もしくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの）	<p>1 統合失調症によるものにあつては、残遺状態または病状があり、人格変化の程度は著しくはないが、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの。</p> <p>2 気分（感情）障害によるものにあつては、気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの。</p> <p>3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの。</p> <p>4 てんかんによるものにあつては、発作又は知能障害その他の精神神経症状があるもの。</p> <p>5 中毒精神病によるものにあつては、認知症は著しくはないが、その他の精神神経症状があるもの。</p> <p>6 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、いずれも軽度のもの。</p> <p>7 発達障害によるものにあつては、その主症状とその他の精神神経症状があるもの。</p> <p>8 その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～7に準ずるもの。</p>	<p>1 調和のとれた適切な食事摂取は自発的に行うことができるがなお援助を必要とする。</p> <p>2 洗面、入浴、更衣、清掃などの身の周りの清潔保持は自発的に行うことができるがなお援助を必要とする。</p> <p>3 金銭管理や計画的で適切な買物はおおむねできるがなお援助を必要とする。</p> <p>4 規則的な通院・服薬はおおむねできるがなお援助を必要とする。</p> <p>5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりはなお十分とはいえず不安定である。</p> <p>6 身の周りの安全保持や、危機的状況での対応はおおむね適切であるが、なお援助を必要とする。</p> <p>7 社会的な手続や一般の公共施設の利用は概ねできるが、なお援助を必要とする。</p> <p>8 社会情勢や興味・娯楽に関心はあり、文化的社会的活動にも参加するが、なお十分とはいえず援助を必要とする。</p> <p>（上記1～8のうちいくつか該当するもの）</p>

(7)障害者総合支援法対象疾病一覧(361疾病)

(令和元年7月1日)

※ 新たに対象となる疾病 (3疾病)

△ 表記が変更された疾病 (1疾病)

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病 (29疾病)

番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名	
1	アイカルディ症候群	62	完全大血管転位症	123	5p欠失症候群	
2	アイザックス症候群	63	眼皮膚白皮症	124	コフィン・シリス症候群	
3	IgA腎症	64	偽性副甲状腺機能低下症	125	コフィン・ローリー症候群	
4	IgG4関連疾患	65	ギャロウェイ・モフト症候群	126	混合性結合組織病	
5	亜急性硬化性全脳炎	66	急性壊死性脳症	○ 127	鰓耳腎症候群	
6	アジソン病	67	急性網膜壊死	○ 128	再生不良性貧血	
7	アッシャー症候群	68	球脊髄性筋萎縮症	129	サイトメガロウイルス角膜炎	○
8	アトピー性脊髄炎	69	急速進行性糸球体腎炎	130	再発性多発軟骨炎	
9	アペール症候群	70	強直性脊椎炎	131	左心低形成症候群	
10	アミロイドーシス	71	巨細胞性動脈炎	132	サルコイドーシス	
11	アラジール症候群	72	巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変)	133	三尖弁閉鎖症	
12	アルポート症候群	73	巨大動脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)	134	三頭酵素欠損症	
13	アレキサンダー病	74	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	135	CFC症候群	
14	アンジェルマン症候群	75	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)	136	シェーグレン症候群	
15	アントレー・ビクスラー症候群	76	筋萎縮性側索硬化症	137	色素性乾皮症	
16	イソ吉草酸血症	77	筋型糖尿病	138	自己貪食空胞性ミオパチー	
17	一次性ネフローゼ症候群	78	筋ジストロフィー	139	自己免疫性肝炎	
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	79	クッシング病	140	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	
19	1p36欠失症候群	80	クリオピリン関連周期熱症候群	141	自己免疫性溶血性貧血	
20	遺伝性自己炎症疾患	81	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	142	四肢形成不全	○
21	遺伝性ジストニア	82	クルーゾン症候群	143	システロール血症	
22	遺伝性周期性四肢麻痺	83	グルコーストランスポーター1欠損症	144	シトリン欠損症	
23	遺伝性膀胱炎	84	グルタル酸血症1型	145	紫斑病性腎炎	
24	遺伝性鉄芽球性貧血	85	グルタル酸血症2型	146	脂肪萎縮症	
25	ウィーバー症候群	86	クロウ・深瀬症候群	147	若年性特発性関節炎	
26	ウィリアムズ症候群	87	クローン病	148	若年性肺気腫	
27	ウィルソン病	88	クロンカイト・カナダ症候群	149	シャルコー・マリー・トゥース病	
28	ウエスト症候群	89	痙攣重積型(二相性)急性脳症	150	重症筋無力症	
29	ウェルナー症候群	90	結節性硬化症	151	修正大血管転位症	
30	ウォルフラム症候群	91	結節性多発動脈炎	152	ジュベール症候群関連疾患	
31	ウルリッヒ病	92	血栓性血小板減少性紫斑病	153	シュワルツ・ヤンペル症候群	
32	HTLV-1関連脊髄症	93	限局性皮質異形成	154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	
33	ATR-X症候群	94	原発性局所多汗症	○ 155	神経細胞移動異常症	
34	ADH分泌異常症	95	原発性硬化性胆管炎	156	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	
35	エーラス・ダンロス症候群	96	原発性高脂血症	157	神経線維腫症	
36	エプスタイン症候群	97	原発性側索硬化症	158	神経フェリチン症	
37	エプスタイン病	98	原発性胆汁性胆管炎	159	神経有棘赤血球症	
38	エマヌエル症候群	99	原発性免疫不全症候群	160	進行性核上性麻痺	
39	遠位型ミオパチー	100	顕微鏡的大腸炎	○ 161	進行性骨化性線維異形成症	
40	円錐角膜	○ 101	顕微鏡的多発血管炎	162	進行性多巣性白質脳症	
41	黄色靭帯骨化症	102	高IgD症候群	163	進行性白質脳症	
42	黄斑ジストロフィー	103	好酸球性消化管疾患	164	進行性ミオクローヌステんかん	
43	大田原症候群	104	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	165	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	
44	オクシピタル・ホーン症候群	105	好酸球性副鼻腔炎	166	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	
45	オスラー病	106	抗糸球体基底膜腎炎	167	スタージ・ウェーバー症候群	
46	カーニー複合	107	後縦靭帯骨化症	168	スティーヴンス・ジョンソン症候群	
47	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	108	甲状腺ホルモン不応症	169	スミス・マガニス症候群	
48	潰瘍性大腸炎	109	拘束型心筋症	170	スモン	○
49	下垂体前葉機能低下症	110	高チロシン血症1型	171	脆弱X症候群	
50	家族性地中海熱	111	高チロシン血症2型	172	脆弱X症候群関連疾患	
51	家族性良性慢性天疱瘡	112	高チロシン血症3型	173	成人スチル病	
52	カナバン病	113	後天性赤芽球癆	174	成長ホルモン分泌亢進症	
53	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	114	広範脊柱管狭窄症	175	脊髄空洞症	
54	歌舞伎症候群	115	膠様滴状角膜ジストロフィー	※ 176	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	
55	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	116	抗リン脂質抗体症候群	177	脊髄髄膜瘤	
56	カルニチン回路異常症	117	コケイン症候群	178	脊髄性筋萎縮症	
57	加齢黄斑変性	○ 118	コステロ症候群	179	セピアブテリン還元酵素(SR)欠損症	
58	肝型糖尿病	119	骨形成不全症	180	前眼部形成異常	
59	間質性膀胱炎(ハンナ型)	120	骨髄異形成症候群	○ 181	全身性エリテマトーデス	
60	環状20番染色体症候群	121	骨髄線維症	○ 182	全身性強皮症	△
61	関節リウマチ	122	ゴナドトロピン分泌亢進症	183	先天異常症候群	

(7)障害者総合支援法対象疾病一覧(361疾病)

(令和元年7月1日)

※ 新たに対象となる疾病 (3疾病)

△ 表記が変更された疾病 (1疾病)

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病 (29疾病)

番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
184	先天性横隔膜ヘルニア	245	特発性両側性感音難聴	306	ペーチェット病
185	先天性核上性球麻痺	246	突発性難聴	○ 307	ベスレムミオパチー
186	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症	247	ドラベ症候群	308	ヘパリン起因性血小板減少症
187	先天性魚鱗癬	248	中條・西村症候群	309	ヘモクロマトーシス
188	先天性筋無力症候群	249	那須・ハコラ病	310	ペリー症候群
189	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症	250	軟骨無形成症	311	ペルーシド角膜辺縁変性症
190	先天性三尖弁狭窄症	251	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	312	ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)
191	先天性腎性尿崩症	252	22q11.2欠失症候群	313	片側巨脳症
192	先天性赤血球形成異常性貧血	253	乳幼児肝巨大血管腫	314	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
193	先天性僧帽弁狭窄症	254	尿素サイクル異常症	315	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
194	先天性大脳白質形成不全症	255	ヌーナン症候群	316	発作性夜間ヘモグロビン尿症
195	先天性肺静脈狭窄症	256	ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)/LMX1B関連腎症	317	ポルフィリン症
196	先天性風疹症候群	○ 257	脳髄黄色腫症	318	マリネスコ・シェーグレン症候群
197	先天性副腎低形成症	258	脳表ヘモジドリン沈着症	319	マルファン症候群
198	先天性副腎皮質酵素欠損症	259	膿疱性乾癬	320	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー
199	先天性ミオパチー	260	嚢胞性線維症	321	慢性血栓性肺高血圧症
200	先天性無痛無汗症	261	パーキンソン病	322	慢性再発性多発性骨髄炎
201	先天性葉酸吸収不全	262	バージャー病	323	慢性膵炎
202	前頭側頭葉変性症	263	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症	324	慢性特発性偽性腸閉塞症
203	早期ミオクロニー脳症	264	肺動脈性肺高血圧症	325	ミオクロニー欠伸てんかん
204	総動脈幹遺残症	265	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)	326	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
205	総排泄腔遺残	266	肺胞低換気症候群	327	ミトコンドリア病
206	総排泄腔外反症	267	ハッチンソン・ギルフォード症候群	※ 328	無虹彩症
207	ソトス症候群	268	バッド・キアリ症候群	329	無脾症候群
208	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	269	ハンチントン病	330	無βリポタンパク血症
209	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	270	汎発性特発性骨増殖症	○ 331	メーブルシロップ尿症
210	大脳皮質基底核変性症	271	PCDH19関連症候群	332	メチルグルタコン酸尿症
211	大理石骨病	272	非ケトーシス型高グリシン血症	333	メチルマロン酸血症
212	ダウン症候群	○ 273	肥厚性皮膚骨膜炎	334	メビウス症候群
213	高安動脈炎	274	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	335	メンケス病
214	多系統萎縮症	275	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	336	網膜色素変性症
215	タナトフォリック骨異形成症	276	肥大型心筋症	337	もやもや病
216	多発血管炎性肉芽腫症	277	左肺動脈右肺動脈起始症	338	モワット・ウイルソン症候群
217	多発性硬化症／視神経脊髄炎	278	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	339	薬剤性過敏症候群
218	多発性軟骨性外骨腫症	○ 279	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	340	ヤング・シン普森症候群
219	多発性嚢胞腎	280	ピッカースタッフ脳幹脳炎	341	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴
220	多脾症候群	281	非典型溶血性尿毒症症候群	342	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
221	タンジール病	282	非特異性多発性小腸潰瘍症	343	4p欠失症候群
222	単心室症	283	皮膚筋炎／多発性筋炎	344	ライソゾーム病
223	弾性線維性仮性黄色腫	284	びまん性汎細気管支炎	○ 345	ラスムッセン脳炎
224	短腸症候群	○ 285	肥満低換気症候群	○ 346	ランゲルハンス細胞組織球症
225	胆道閉鎖症	286	表皮水疱症	347	ランドウ・クレフナー症候群
226	遅発性内リンパ水腫	287	ヒルシュスプリング病(全結腸型又は小腸型)	348	リジン尿性蛋白不耐症
227	チャージ症候群	288	VATER症候群	349	両側性小耳症・外耳道閉鎖症
228	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	289	ファイファー症候群	350	両大血管右室起始症
229	中毒性表皮壊死症	290	ファロー四徴症	351	リンパ管腫症/ゴーハム病
230	腸管神経節細胞僅少症	291	ファンconi貧血	352	リンパ脈管筋腫症
231	TSH分泌亢進症	292	封入体筋炎	353	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)
232	TNF受容体関連周期性症候群	293	フェニルケトン尿症	354	ルビッシュタイン・テイビ症候群
233	低ホスファターゼ症	294	フォンタン術後症候群	※ ○ 355	レーベル遺伝性視神経症
234	天疱瘡	295	複合カルボキシラーゼ欠損症	356	レンチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
235	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	296	副甲状腺機能低下症	357	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴
236	特発性拡張型心筋症	297	副腎白質ジストロフィー	358	レット症候群
237	特発性間質性肺炎	298	副腎皮質刺激ホルモン不応症	359	レノックス・ガストー症候群
238	特発性基底核石灰化症	299	ブラウ症候群	360	ロスモンド・トムソン症候群
239	特発性血小板減少性紫斑病	300	ブラダー・ウィリ症候群	361	肋骨異常を伴う先天性側弯症
240	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る)	301	プリオン病		
241	特発性後天性全身性無汗症	302	プロピオン酸血症		
242	特発性大腿骨頭壊死症	303	PRL分泌亢進症(高プロラクチン血症)		
243	特発性多中心性キャッスルマン病	304	閉塞性細気管支炎		
244	特発性門脈圧亢進症	305	β-ケトチオラーゼ欠損症		